

租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第二百十六号）新旧対照表

改正後

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 法第三条第一項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 五 省略
- 六 措置法第五十九条の三の規定
- 七 十二 省略

附則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

改正前

（適用額明細書の提出義務の対象となる法人税関係特別措置）

第二条 同上

- 一 五 同上
- 六 十一 同上